

○財務省告示第三百十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十一年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年九月三十日

財務大臣 藤井 裕久

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

五	四	三	二	一	表第一の六の項名 関税暫定措置法別	輸入数量
五九〇トン	一五、〇五四トン	〇・六一トン	〇トン	〇トン		

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五トン
一二二トン	三六九トン	五六、 七五三トン	五六、 九五八トン	六、 五五二トン	四二八トン	二八四、 八三八トン	六四九、 〇四六トン	一、 九一八、 五九〇トン	二八、 五一〇トン	一五九トン	一二、 八二九トン	一二、 八八九トン	○・ 三三一トン	二・ 五二トン		

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二一	一〇、四七三トン
二七三トン	一トン		二、九六四トン	一、九三二トン	〇トン	九トン	二、三六三トン	三一二トン	